

佐倉市コミュニティセンターの使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定するコミュニティセンターの施設の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できるもの)

第2条 コミュニティセンターを使用できるものは、個人又は団体であつて、佐倉市施設予約サービスの利用者登録をしたものとする。

(使用許可の基準)

第3条 コミュニティセンターの使用の許可の基準は、別表のとおりとする。

2 条例第6条第4号に規定する市長が使用を不相当と認めたときは、次に掲げる使用とする。

(1) 酒宴を目的とする使用

(2) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為その他公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用

(3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3第1項に規定する収容人員を超える使用

(やむを得ない事情による取消し)

第4条 条例第7条第2項に規定するやむを得ない事情は、次に掲げる場合とする。

(1) コミュニティセンターが公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく投票又は開票の会場として使用することが指定された場合その他選挙のために使用させる必要があると市長が認める場合

(2) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合

(3) コミュニティセンターが災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

に基づく避難所に指定された場合

（先行予約）

第5条 市長は、佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則（昭和63年佐倉市規則第1号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれかに該当する使用については、先行予約をさせることができる。

2 前項の先行予約をしようとするものは、本市の当該先行予約をしようとするものの活動に関する事務を所管する課による先行予約が必要な理由が記載された副申書を提出しなければならない。

3 規則第10条第1項第4号に規定する特に公益上必要と認めたものとは、次に掲げるものとする。

(1) 住民福祉の向上など広く一般市民を対象とし、個人や団体の利益を対象とするものでないもの

(2) 国家資格又は免許に係る手続に関するものその他の市民の権利又は義務に直接影響を及ぼすもの

（販売行為の禁止）

第6条 条例第12条ただし書に規定する市長が特に必要と認めたときは、次に掲げるときとする。

(1) 研修会、講演会、演奏会その他これらに類する集会において、教材資料又は講師若しくは出演者の著作物を販売するとき。

(2) 規則第10条第1項各号及び第17条第1項第4号に規定する使用料の減額又は免除の対象となるものが使用するとき。

（補則）

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年〇月×日決裁佐自第〇〇〇号）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	使用目的	使用許可基準		
		許可		不許可
		一般目的使用	営利目的使用	
政治活動	構成員の学習会、会議その他の集会	○		
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○		
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会	○		
宗教活動	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○		
	宗教団体等の構成員のみにより行われる宗教行為であつて、祭祀、儀式、祈祷その他これに類する行為	○		
	その他の宗教活動			○
組合活動	組合員の学習会、会議その他の集会	○		
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会			○

私塾・文化 教室	私塾又は文化教室の会場		○	
	公開の発表会、展示会その他の集会		○	
営利団体、 個人事業 主、一般社 団法人、一 般財団法人 及び医療 法人によ る活動	物品又はサービスの販売促進に関する活動			○
	社会貢献活動	○		
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協 議会	○		
	社員研修、福利厚生事業又は採用面接		○	
特定非営 利活動法 人、公益社 団法人（財 団） 法人、社会 医療法人 等による 活動	物品又はサービスの販売促進に関する活動			○
	社会貢献活動	○		
	非営利団体で構成される同業組合等の連絡 協議会	○		
	社員研修、福利厚生事業又は採用面接	○		

備考 習俗化した行事とは、七夕、ハロウィン、クリスマス、節分等広く国民に浸透している行事をいう。